奈良国際文化観光都市建設審議会の概要

審議会 等の名 称	奈良国際文化観光都市建設審議会
設置目 的、担当 事項	都市計画法第 77 条の 2 第 1 項及び第 2 項に規定するもののほか、奈良国際文化観光都市建設法による建設計画及び建設事業に関すること、本市のまちづくりについての重要な事項に関することについて調査審議し、及びこれらの事項に関して市長に建議する
設置根 拠法令 等	奈良市国際文化観光都市建設審議会条例
設置年 月日	平成 12 年 3 月 30 日
委員数	20 人
任期	2 年
委員構成	学識経験者、市議会議員、関係行政機関の職員又は市の住民
公開・非 公開の 別	公開
担当課	都市整備部都市計画課